

## 【住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置について】

令和8年3月31日までに、既存住宅において一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額されます。

### 1 対象となる家屋

- (1) 新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅は除く。）
- (2) 工事完了日の属する年の翌年の1月1日における年齢が65歳以上の方、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている方、又は、障がい者が居住していること
- (3) 改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること
- (4) 居住の用に供する部分の床面積の割合が延床面積の2分の1以上であること
- (5) 次のア～クの内、いずれかの工事を行うこと
  - ア 通路又は出入り口の幅を拡張する工事
  - イ 階段の改良によりその勾配を緩和する工事
  - ウ 浴室を改良する工事
  - エ 便所を改良する工事
  - オ 手すりを取り付ける工事
  - カ 床の段差を解消する工事
  - キ 出入り口の戸を改良する工事
  - ク 床の材料を滑りにくいものに取り替える工事
- (6) バリアフリー改修工事に要した費用の合計が50万円超であること（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）
- (7) 現在、他の固定資産税軽減・減額措置等を受けていないこと（ただし、省エネ改修に伴う減額措置と併せて適用することは可能です。）

### 2 減額される期間及び割合

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。  
（ただし、対象となる床面積は、1戸につき100平方メートルまでに限る。）

### 3 申請方法

改修工事完了後3か月以内に下記の書類を資産税課に提出してください。

（3か月を経過した後に提出する場合には、申告書に理由を記入してください。）

- (1) 固定資産税（バリアフリー改修）減額申告書【マイナンバーの記入必須】
- (2) 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
  - ア 65歳以上の者：住民票の写し
  - イ 介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けているもの：被保険者証の写し
  - ウ 障がい者：障がい者であることを証する書類
- (3) 工事費明細書（見積書）
- (4) 領収書
- (5) 補助金決定通知書
- (6) 改修工事後の建物平面図（工事箇所の分かるもの）
- (7) 改修工事前後の写真